毎週二回発行月曜日木曜日

山梨県公報

第七百号
令和八年十一月五日
木曜日

目次

告示
○救急病院等の認定
○土地改良区の定款の一部変更の認可
○道路の供用開始
○電線共同溝を整備すべき道路の指定
公告
○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
○大規模小売店舗内の店舗面積の合計に関する事項等の変更の届出
○土地改良区役員の就任

発行者　山梨県　甲府市丸の内一丁目六番一号

告示

山梨県告示第二百八十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和八年十一月五日

山梨県知事　長崎幸太郎

一　救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼九百五十番地

二　認定期限　令和十一年十月三十一日

山梨県告示第二百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和八年十月二十八日早川町土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和八年十一月五日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

山梨県告示第二百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和八年十一月二十六日まで一般の縦覧に供する。

令和八年十一月五日

山梨県知事　長崎幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	南アルプス公園線	南巨摩郡早川町初鹿島字大久保八九六番一地先から南巨摩郡早川町初鹿島字大久保八六九番地先まで	一〇一・四	令和八年十一月五日

山梨県告示第二百八十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備するべき道路を指定した。

令和八年十一月五日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

道路の種類	路線名	区間
県道	甲斐中央線	中巨摩郡昭和町飯喰字神明一五〇二番一地先から 中巨摩郡昭和町上河東字田之神田一三一八番二地先まで

公　告

◎　大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
　大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により笛吹市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年十一月五日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　大規模小売店舗の名称及び所在地　ドラッグコスモス長松寺店　山梨県甲府市長松寺町五百六十六番外

二　届出の内容　新設

三　届出の公告日　令和八年六月十五日

四　意見の概要　騒音規制基準の遵守

五　縦覧場所　山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階　山梨県県民情報センター

六　縦覧期間　この公告の日から令和八年十二月七日まで

◎　大規模小売店舗内の店舗面積の合計に関する事項等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年十一月五日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　株式会社山梨さえき　代表取締役　吉川治彦　山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三　外一者

二　届出の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地　セルバ本店　山梨県富士吉田市下吉田東四丁目一番十五号

2　変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	三千二百六平方メートル	二千七百五十一平方メートル
荷さばき施設の位置及び面積	位置　届出の図面のとおり 面積　二百四十七平方メートル	位置　届出の図面のとおり 面積　二百四十五平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置　届出の図面のとおり 容量　六十立方メートル	位置　届出の図面のとおり 容量　五十二立方メートル

3　変更する年月日　令和九年六月二十三日

三　届出年月日　令和八年十月二十二日

四　縦覧場所　山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階　山梨県県民情報センター

五　縦覧期間　この公告の日から令和九年三月五日まで

◎　土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から役員が就任した旨の届出があったので次のとおり公告する。

令和八年十一月五日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	清水まさ子	南アルプス市六科千四百八十七番地	令和八年十月五日